（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第四条の五　［略］

２　法第十三条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～十四の二　略］

十四の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

［十五～三十九　略］

［３～９　略］

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第四条の七　長期信用銀行は、子会社対象銀行等（法第十三条の二第九項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げる会社（以下この条、次条、第二十一条第一項第十一号及び第十一号の二、第二十一条の二第一項第十号の二、第二十二条第一項第九号の二並びに第二十六条第一項において「長期信用銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該長期信用銀行に関する次に掲げる書面

［イ～ハ　略］

ニ　株式交付により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2)　株式交付計画の内容を記載した書面

(3)　株式交付費用を記載した書面

［三～六　略］

［２～６　略］

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第四条の八　長期信用銀行は、当該長期信用銀行若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一　［略］

二　当該長期信用銀行に関する次に掲げる書面

［イ～ハ　略］

ニ　株式交付により当該長期信用銀行若しくはその子会社が合算して長期信用銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の長期信用銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

(1)　株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2)　株式交付計画の内容を記載した書面

(3)　株式交付費用を記載した書面

［三～六　略］

［２～５　略］

（長期信用銀行議決権保有届出書の提出等）

第五条の二　法第十六条の二第一項の規定により同項に規定する届出書（以下この項及び第二十五条の二の十八において「長期信用銀行議決権保有届出書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第七号の二の三により当該長期信用銀行議決権保有届出書を作成し、金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

（長期信用銀行の子会社の範囲等）

第四条の五　［同上］

２　［同上］

［一～十四の二　同上］

十四の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

［十五～三十九　同上］

［３～９　同上］

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第四条の七　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

［三～六　同上］

［２～６　同上］

（長期信用銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等）

第四条の八　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

［イ～ハ　同上］

［号の細分を加える。］

［三～六　同上］

［２～５　同上］

（長期信用銀行議決権保有届出書の提出等）

第五条の二　法第十六条の二第一項の規定により同項に規定する届出書（以下この項及び第二十五条の二の十七において「長期信用銀行議決権保有届出書」という。）を提出すべき者は、別紙様式第七号の二の三により当該長期信用銀行議決権保有届出書を作成し、金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。